

令和5年4月

事業主様

林材業労働災害防止協会島根県支部

機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習会の開催について

労働安全衛生規則第36条第7項の機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）の運転業務特別教育の講習を下記のとおり開催しますので、ご案内いたします。

記

- 開催月日： 学科 6月26日（月）
実技 6月27日（火）又は28日（水）
- 会場： 島根県中山間地域研究センター
飯石郡飯南町上来島1207 TEL 0854-76-2025
- 定員： 20名（最少開催人数5名）
- 講習内容

	区分	講習科目	時間
1日目 9:00～17:00 (受付8:30～)	学科	機械集材装置に関する知識	3時間
		ワイヤーロープに関する知識	2時間
		関係法令	1時間
2日目 8:30～17:15 (受付8:00～)	実技	機械集材装置の集材機の運転	4時間
		ワイヤーロープの取扱い	4時間

- 受講料（消費税込み）
 - 林災防島根県支部会員：36,300円
 - 非会員：40,150円
- 受講申込

(1) 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、本人確認のできる公的書類の写し（免許証、保険証など）を添えて下記申込先へ郵送等でお申し込みください。

※写真は6ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの。

※電話、FAX等での事前予約は不可。

※消せるボールペンでの記入は不可。

<お問合せ・申込書送付先>

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館

林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部 宛

電話 0852-21-3852

(2) 申込期限 令和5年6月12日(月)

※定員に達した場合は受付を終了します。

(3) 受講料の納入

- ① 受講票送付の際に別途お知らせします。
- ② 令和5年6月19日(月)以降のキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねます。
- ③ 最少開催人数に達しなかった場合は開催を中止させていただく場合があります。

7. その他

(1) 持ち物

- ・本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
- ・筆記用具

(2) 実技の服装等について

- ・保護帽(ヘルメット)
- ・作業用手袋、ワイヤー用手袋、ワイヤー針「棒針・溝針」
- ・服装は、機械やワイヤーロープへの引っかかりや巻き込みを防止するため、袖締めと裾締めのよい服装
- ・履物は、転倒や滑落を防止するため、滑りにくく、かつ脱げにくい履物
- ・呼子

[個人情報について]

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の適切な実施のために使用するものであり、その他には使用いたしません。